

## 浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

2017年10月27日

当社は、本日、原子力災害対策特別措置法(以下、「原災法」という。)に基づき、内閣総理大臣および原子力規制委員会に「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」(以下、「防災業務計画」という。)の修正について届け出ましたのでお知らせします。

当社は、本日届出を行った防災業務計画を、2017年10月30日から施行します。

防災業務計画は、原災法に基づき、原子力事業者が原子力事業所ごとに原子力災害の発生および拡大の防止、ならびに原子力災害の復旧を図るための必要な業務について定めた計画であり、修正に際しては、事前に静岡県および御前崎市と協議をおこなっています。

### 防災業務計画の修正の概要

今回は原災法関係政省令の改正等に伴い、防災業務計画の修正をおこなったものです。  
今回の修正の概要は以下のとおりです。

#### (1)原災法関係政省令の改正に伴う修正

・緊急時活動レベル(注1)の見直し

- ①新規制基準適合性確認審査に合格したプラントと合格前のプラントを区別し、合格前のプラントについては使用済燃料貯蔵槽の状態に応じた緊急時活動レベルを適用
- ②緊急時活動レベル発動のタイミングの一部見直し
- ③震度6弱の地震発生による緊急時活動レベル判断の対象地域を立地都道府県(静岡県)から立地市町村(御前崎市)に変更

#### (2)「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について(規程)」の改正に伴う修正

・報告様式の統一 など

#### (3)その他記載の適正化

参考 「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の内容について

注1 緊急時活動レベルとは、原子炉施設に災害が発生または発生するおそれがある事態を原子力施設の状況に応じて警戒事態、施設敷地緊急事態および全面緊急事態に区分するものです。当社は、防災業務計画においてそれぞれの区分に該当する項目を定めています。

以上

## 「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の内容について

防災業務計画の章立てと各章の記載内容は以下のとおりです。

(以下の下線部の項目について必要な修正をおこなっています。)

章立て	内 容
第1章 総則	第1節 計画の目的 第2節 <u>定義</u> 第3節 計画の基本構想 第4節 計画の運用 第5節 <u>計画の修正</u>
第2章 原子力災害事前対策の実施	第1節 <u>防災体制</u> 第2節 組織の運営 第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備 第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備 第5節 <u>原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検</u> 第6節 <u>防災教育の実施</u> 第7節 <u>防災訓練の実施</u> 第8節 関係機関との連携 第9節 周辺住民に対する平時の広報活動
第3章 緊急事態応急対策他の実施	第1節 <u>連絡及び通報</u> 第2節 <u>応急措置の実施</u> 第3節 <u>緊急事態応急対策</u>
第4章 原子力災害中長期対策	第1節 緊急体制の解除 第2節 中長期対策の計画等 第3節 原子力防災要員の派遣及び資機材の貸与等
第5章 その他	第1節 他の原子力事業者への協力

以 上